

第10回規制改革会議議事概要

1. 日時：平成25年5月22日（水）9:30～11:33
2. 場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
（政府）寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、長谷川総理補佐官
（事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官
4. 議題：
 - （1）ワーキング・グループ報告
 - （2）答申の素案（総論）について

5. 議事概要：

○岡議長 第10回規制改革会議を開会する。本日は稲田大臣、甘利大臣共に国会日程の関係で御欠席。

（報道関係者退室）

（1）ワーキング・グループ報告

○岡議長 議題1「ワーキング・グループ報告」に入る。まず、健康・医療ワーキング・グループ座長の翁委員から説明をお願いします。

○翁委員 お手元の資料1を御覧いただきたい。

私ども健康・医療ワーキング・グループは、これまで合計5回会合を行い、参考2に記載の3人の専門委員の方々も含めて、委員の皆様方から非常に積極的な御議論をいただき、また深度ある議論を行ってきた。事務局にも大変御尽力をいただき、今までやってきたもの。

ワーキング・グループでは、前文のところにも書いてあるが、「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応える。そして、世界に先駆けて健康長寿社会を実現するという視点に立ち、ここに4つの視点を書いているが、これを重視しながら議論をしてきた。

1番目が、患者の利益にかなう最先端の医薬品・医療機器の早期提供。

2番目が、全ての国民が健康な生活を営むための医療への「安全」かつ「容易」なアクセス。

3番目が、国民のニーズに合った医療を提供できる医療機関の発展。

4番目が、介護サービスの提供等による高齢化社会への対応の実現。

これら全てについてこれからやっていくつもりであるが、今回は1と2といったところが中心的な課題になっている。

こういった国民の視点が第一義的にあるが、2点目として、やはり産業として関連産業が発展していくことを重視している。効果的な医工連携、ものづくり、中小小規模企業のこの分野への進出などにより、成長産業として医療関連産業が発展していくことが2点目に重視した視点と言えらると思う。

そういったことから、再生医療の推進、医療機器、健康食品の機能性表示、医療ICT化の推進、この4項目を挙げて、規制改革の項目を取りまとめているところ。

個別の事項について、簡単に御説明する。

まず、1ページ目の「1. 再生医療の推進」。こちらは、今後、画期的な治療法とか製品が開発され、今後の国民の健康長寿への貢献、医療関連産業への発展に向けて、大変な期待がかかる分野だと思う。

一方で、再生医療をさらに推進していくためには、再生医療等製品の臨床研究や治験、市場投入など、安全かつ円滑に進めるための環境整備が必要だという視点に立ち、これら運用等のルールに係る規制改革として、記載の4点の項目に着手した。

1点目が、細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるルール等の整備について、再生医療特有の問題となる再生の培養・加工を委託する医療機関とそれを受託する企業との責任範囲の明確化などを行う。

2点目が「条件・期限付き承認」の導入。市販後の治験の再申請の制度などを合理的なものにするというもの。

3点目が、保険外併用療養費制度の積極活用、遺伝子治療用医薬品の確認申請制度の見直しで、これは革新的な再生医療等製品が早急に患者に提供されるよう、保険外併用療養費制度を積極的に活用するもの。

4点目が、研究者が細胞を円滑に入手できる取組で、国内で研究に必要な細胞を十分に確保できるよう、例えば医療機関の研究機関との連携事例の展開など、細胞を有効活用できる仕組みを構築するというもの。

2ページ目「2. 医療機器に係る規制改革の推進」。本来、我が国にはものづくり技術はあり、これが最大限に発揮できる分野だと考えている。国民の期待に応じて、我が国の医療機器産業を世界的に展開していくためには、医薬品とは異なる医療機器の特性を踏まえた制度を構築することが必要だという認識に立っている。

特に欧米に対する医療機器の上市の遅れである「デバイ斯拉グ」というのは非常に大きく、これを縮小するという観点から、記載の3つの項目に取り組ん

でいる。

1つ目は、メーカーの開発インセンティブの促進と審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上で、民間の登録認証機関の活用を一層促進していくことや、認証基準について国際基準の活用も含めたより必須な要件に絞った基準の見直しなどを行う。

2つ目は、イノベーションの適切な評価のための機能区分の細分化。新しい医療機器に対する診療報酬上の償還価格について、補正加算などのイノベーションの適切な評価を行う共に、製品についての市場の評価が適切に反映されるよう、機能区分の細分化を進める。

3つ目は、革新的な医療機器開発を促進するための臨床研究拠点の重点化で、我が国において世界有数の医療事業体が形成されるよう、臨床研究の中核拠点の重点化を図る。

「3. 一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」。

国民が健康で長生きしたいと、健康食品の市場規模はおよそ1兆8,000億円にも達している。現状では、特保と呼ばれる特定保健用食品やビタミンなどを対象とする栄養機能食品については健康の保持増進の効果を表示することが認められているが、これら以外の食品、例えばサプリメントなどについて、その容器包装に健康の保持増進の効果を表示することは認められていないという現状で、国民が自分の健康状態に合った食品を選ぶための情報を得ることができない。

こうした状況から健康食品の機能性表示に係る規制改革として、記載の3つの項目に取り組んだ。

1つ目は、今、申し上げた保健機能食品以外の保健機能を有する食品・農林水産物の機能性表示の容認。これは国際先端テストもしたが、諸外国の事例なども参考にしながら、保健機能食品以外の保健機能を有する食品や農林水産物について機能性表示を認める新たな方策を検討し、結論を得ることとしている。

具体的な方法について、民間のノウハウを活用しつつ、安全性の確保が可能な仕組みを念頭に検討を行うもの。

2つ目は、今ある特保といったものや、栄養機能食品といった特定保健用食品の審査工程の見直しとか、栄養機能食品の対象成分の拡大といったことについて、今でも申請者の負担が大きいという実態なので、その軽減を図るもの。

3つ目は、消費者にとって分かりやすい表示の見直しで、表示内容についても、消費者にとってより分かりやすくする、より適切な摂取を促すための見直しを早期に行うことにしている。

4つ目は、医療のICT化の推進。医療のICT化については、これまで政府や各医療機関レベルでも様々な取組がなされてきているという状況。しかし、諸外

国では、近年ICT化が劇的に進んでいて、非常に便利に医療機関が活用していると同時に、患者にもそのメリットが及んでいるという状況だが、一方で日本は、本当はもっと早くから取り組んでいたはずなのだが、いつの間にかその後塵を拝している状況になっている。

こうした情勢を踏まえ、医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高め、医療ICT化を本格的に加速化する必要があるとして、規制改革として、3ページに記載の2つの項目について取り組んでいる。

1つは、医療のICT化の全体構想とその実現のための工程表の策定というもの。ここでは、医療機関の大規模集約化・機能分化、連携といった医療提供体制の見直しそのものにもかかわってくるという問題意識でこういったことと、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、医療費の効率化にも資する。それから、匿名化された医療データの利活用、医療の高度化といったものに資するものとして、医療のICT化を進めるべきだという認識の下で、こういった規制制度改革を含む我が国の医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって、IT総合戦略本部と連携して、5年、10年後を見据えた医療のICT化の全体構想とその実現に必要な工程表を早急に策定することになっている。

もう一つは、遠隔医療の推進。こちらについては、診療報酬上の取扱いなどをまだまだこれから整理する必要があることから、今後も医療ICT化の議論の中で検討を継続していくという扱いとしている。

優先的な事項の取組は以上の4つだが、これについても一層これから議論を深めてまいりたいと思っているし、これら以外の項目についても、世界一の健康長寿社会を築き、世界にそのノウハウやサービスを展開していくためには、病気や介護の予防の促進、健康産業の創出なども含めて、政府が健康医療分野に係るグランドデザインを描き、その実現に向けたあらゆる規制改革を進めていくことが重要だと考えている。

今後も今までの課題の深化、議論を深めていくと同時に、革新的医薬品の薬価算定ルールの見直しや保険外併用療養のさらなる範囲の拡大、医療機関の経営改善に向けた規制改革、社会福祉法人などを含めた介護事業の効率化といったテーマに引き続き精力的に取り組んでまいりたい。

○岡議長 ただ今の翁委員の御説明に対して、御意見、御質問を。

○浦野委員 いずれも大変大事なことだと思うが、中でも医療関係のコストの全体的な削減という意味からすると、予防という視点がものすごく大事だと思う。今回、その予防の視点で幾つか入れているのは大変よかったと思っており、中でも3番目の一般健康食品の機能性表示だが、やはりそれぞれの人々が自助努力の中で健康を維持していくという意味では、普段の食事はとても大事だと思う。そういう意味で、誰にも効果・効能が分かりやすいようにこういった表示

を、特にローマテリアルの農産物から含めてやっていくのは大変大切なことだと思う。

そういう意味で、このことの推進を図っていただきたいと思うが、一方で、従来の特保とか栄養機能食品みたいにがちがちの形の中でルールが守られてきている場合を考えると、今回の場合、いわゆる品質のマネジメントというか、そこをどこまで図るかというのがかなり大事なことだと思う。

これがまた余分な規制になっては困るが、一方で、それで自らの責任の中でどうやるかというのは、例えば一般の製造食品だと、同業者が集まった中で、自主的なルールの中でやっていくとかいろいろな方法があると思うが、これは北海道などで農産物をやっている例も含めて、やはり品質の管理をどうやっていくかということところを少しルールとして考えながら、全体としては是非推進していただきたい。

○大田議長代理 後ろの短冊の20番の「カルテ等の電子化」のところ。「精神科退院指導計画書等の文書について」というのだけが特筆されているのだが、これはどういう背景があるのか。

○湯本企画官 事務局から補足する。こちらは要望があり、取り入れたもの。

○大田議長代理 では、ホットライン案件か。

○翁委員 そのとおり。

○大田議長代理 分かりました。

○佐久間委員 遠隔医療の推進で、今、短冊を見ると「協議中」となっている、この遠隔医療の推進に当たり、多分御議論も既にされていると思うが、処方箋の電子的送付の問題があったかと思う。それは21番の「処方箋の電子化」というのができれば、送付も電子化されるものなのか。それはやはり18、19の中で取り組むものなのかという点について、現状を教えていただければと思う。

○翁委員 処方箋の電子化については、既に具体的に厚生労働省の方でも検討が進んでおり、それを我々としても具体的な工程表を策定して、これを進めていって欲しいという方向で出している。

遠隔医療の方は、処方箋の電子化とパラレルな形で、この処方箋の電子化が進むことによって遠隔医療もより容易になっていくというものでして、遠隔医療そのものについては、もう既に様々な規制については取り除かれており、遠隔医療そのものはできている。ただ、処方箋についてはまだ電子化が行われていないので、これを策定することによって進んでいくという整理。

○佐久間委員 電子化というか、今、処方箋というのは郵送でないと認められないということで、せっかく遠隔医療ができて、結局薬は離島では2～3日か1週間後しかもらえない。こういうことに関して、必ずしも処方箋を電子化しなくても、PDFでも何でも送付できるはずなのだが、そういうことは特に検

討の中には入っていないということか。

○翁委員 実は、私どもは今、工程表の策定を項目17で求めており、今、行われているICT化というのは、遠隔診療、カルテの電子化、処方箋の電子化と個別ばらばらに全部進んでいるので、それをもっと総合的に進めていく必要があるという認識に立っており、それぞればらばらに議論が進んでいるものを全体として工程表を作って、総合的に進めていただくことを求めており、全てそういったことがトータルとして推進してもらえるように、そういった工程表を作成してもらうことによって整理していただきたいという意図も入っている。

本当にばらばらに進んでいる状況なので、そこ自体を問題意識として持っていたということ。

○寺田副大臣 いいおまとめをありがとうございます。

短冊の14番目の「消費者に分かりやすい表示への見直し」は、なぜか所管省庁が書いてない。所管省庁も含めて協議中という意味なのか、あるいはワーキング・グループでも議論になったところだが、14項目の所管省庁を教えてください。

あと、特保のところだけ市場規模が1.8兆円と出ているが、全部市場規模の議論を我々はしている。再生医療については、たしか2～3兆円だったと思う。やりとりの中でもきちんと市場規模、あるいは将来のポテンシャルを議論しているので、市場規模をもし統一性の観点から言えるのであれば、4つの項目は全部市場規模を入れるべきだと思うが、いかがか。

○翁委員 後者の点については、市場規模を入れられるものについて記載してまいりたい。

前者については、消費者庁と厚生労働省を越えて、農林水産省ということで協議をしている。

○長谷川委員 短冊の17、18、19がみな「協議中」なのだが、これは工程表というところで非常に大事だと思うのだが、皆さんの方で考えている工程表の具体的な日時、時間軸というのはどの程度で考えているのか教えていただきたい。

○翁委員 本年度中ということ考えている。

それで、記載の問題意識は、ここに書いてあるとおりで、医療提供体制とか、医療費効率化、医療の高度化ということに規制制度改革が一体としてICT化を進めていくことによって、そういったことも進めていくことが大事だという認識の下で、こういったICT化を進めていくということで、本年度中ということでは方向感が出ている。

○長谷川委員 それともう一点、保険外併用療養の範囲の拡大のところについても、かなり具体的に書き込むことになるか。

○翁委員 保険外併用療養制度については、今回出てきているのは再生医療の

ところと、少し協議しようとしていたのだが、いわゆる選定療養をどういうふうに考えていくかということについて、例えば遠隔診療とかそういうのもどう扱っていくかということが議論のきっかけになっているが、これは今後本格的に議論していきたいということで、まだ全体としての議論は追いついていないという状況。

○長谷川委員 とりあえずこのまとめとしては、再生医療のところで書いたということか。

○翁委員 まずそこでは積極的に活用していくということである。

これは非常に大きなテーマなので、是非ワーキング・グループとしてもだし、多分規制改革全体としても取り組んでいくべきテーマだと思っている。

○長谷川委員 分かりました。

○佐久間委員 医療機器の規制改革の項目の議論の中で、審査の迅速化ということが当然目的だと思う。その中で安全性と有効性の両方が求められるのは当たり前なのだが、それを分けて、まず安全性が先で、その後有効性の確認をするべきではないかといったような議論というのはあったのか。

○翁委員 おっしゃっているのは、短冊の5番か。

○佐久間委員 5番。

○大熊参事官 事務局から補足させていただく。

今、おっしゃっていただいたことは、条件・期限付き承認の話で、再生医療の部分。短冊でいうと、2番が正にそれで、安全性はしっかりチェックした上で、一定の有効性のあるものについて先行的に市場投入をし、ある程度実績があって、その後にもたししっかり有効性のチェックをするという、再生医療はそのような整理になっている。

ただ、医療機器に関しては、そこまでの整理はなされていない。

○翁委員 医療機器に関しては、5番のところは、より国際基準を活用することによって、JIS規格みたいな、不必要と考えられるような細かい基準ではなく、むしろ国際的な基準なども活用して、より必須の要件に絞ったような認証基準を適用する方向でということ、安全性はもちろん、有効性も両方満たしたもので、より簡素なものにしていこうというのが医療機器で、再生医療の方については、より早く進めていこうという視点で今、大熊参事官がお話しされたような方向感で、条件付きということ整理している。

○佐久間委員 医療機器のところで、本当に早めようと思えば、医療機器についてまず安全性が確認されれば、次は有効性でという、再生医療と同じようなアプローチをしなかったというか、そういうものが今の段階では盛り込まれていない理由は何かあるのか。

○翁委員 まず、この認証基準そのものを見直して欲しいとなっているので、

認証基準をより必須な要件に絞るものに変えてくださいと、そういった議論も含めて、ここについて検討してもらおうことにしているという整理とお考えいただければと思う。

○森下委員 医療機器に関しては、もともと試験自体は1本で、薬のように何段階にも分かれていない。そういう意味では、1つ試験をすると安全性と有効性が基本的にはそこで担保される。第三者認証の場合とかは、試験がなくても基準を満たせばそれで許可が出るということで、もともと医薬品に比べてかなりシンプルな構図になっている。

その意味では、そこをわざわざ分けるというのは、多分制度上もできないというか、もともと1回で終わるので、今、お話しになられたような議論というのは、ワーキング・グループではしていないという理解だと思う。

○林委員 翁座長におまとめいただいたとおりなのだが、今、協議中のところが白紙になっているので、他のワーキング・グループの委員から御疑問があるのかと思う。4個目の「医療のICT化の推進」については、3ページの(1)の最後の「医療のICT化の全体構想」を、ワーキング・グループの中では重要視している。これは、国民皆保険制度がこのままで行ったらもたないという危機感の下、ICT化を積極的に入れることが必要だという観点のもの。今期これを全てまとめることはできないので、継続的に検討していくということで、我々も議論している。

遠隔医療について、「遠隔医療をしてはいけないという規制はしていない」と厚生労働省はおっしゃるが、ではICT化を活用して、在宅医療などを積極的に進められる制度が作られているかということ、全く作られていない。先ほど翁座長から御説明いただいたように、我が国は他国の後塵を拝する、韓国などと比べても後塵を拝するようになっている。これが今後の、財政面も含めて、最重要課題の1つではないかと考えている。

○鶴委員 本会議で扱われたような案件というものが、例えばインターネットの薬品の販売。ワーキング・グループの方に入ってくると思っていたが、これは最終的にどのような、例えばこういう短冊みたいな形で答申に入るのか、扱いは今どうなっているか。

○岡議長 事務局から願います。

○滝本室長 見解を出していただいて、その後、現在も厚生労働省の検討委員会で議論をしている段階。いずれにしても、近々に何らかの結論を出さなければならぬ、そのような状況にあると認識している。

これは、当会議では、本会議玉として扱ったので、ワーキング・グループの中には記載されていないが、次回、各論を議論する際、御議論いただけるような状況になっているかどうか。最終的には5日なので、5日までには御議論を

いただけると思うが、いずれにしても、答申の各論部分で御議論をいただきたいと思っている。

○大田議長代理 医療機器のところで、2の(1)の3行目に「民間登録認証機関の活用を促進する」とある。これは割と大きいテーマだったと思うが、これについては、短冊では5の中に入っているのか。つまり、このこと自体は取れているのか。

○翁委員 もう取れている。それを前提に、例えば8とか、民間登録認証機関の能力向上ということで、より登録認証機関を増やし、能力も向上させていこうという方向になっているということ。

○滝委員 間違っていたら教えていただきたいのだが、日本とアメリカの違いで、日本は病気になっての保険、アメリカは病気になる前、未病のところでのウェルネスにとっての保険というように頭に入っている。未病が保険になると、そういう環境の中で話が進むのだと思うが、そのところがものすごく大きくて、病気にならないようにするという根本的なことも結構大きく、今後の特に電子化になってきたときに、ウェルネスの推進が国民的には非常に望むところであるし、国費もその方がうんと減らせるのではないかという感覚がある。

○翁委員 正に私どものワーキング・グループの問題意識はそこにあり、ちょうど始めの2項目に書いてあるが、全ての国民が健康な生活を営めるよう、医療(予防を含む)に「安全」かつ「容易」にアクセスできるようにするということで、正に健康食品とかはそういった視点でやっているし、医療のICT化も正に予防の点から、例えば自分で健康管理ができるということが大事だという視点で、まずセルフメディケーションというのがキーワードの1つだと思っている。

○滝委員 実は確認したかったことは、今のインターネット化の問題などでは、薬のところで規制改革に反対する勢力が大きいわけだが、その辺りのところも、予防という要素から前向きにうまく解決できないものかということ。大学病院の先生が医師会に入っていないということも聞いたりしているので、その辺りが気になる。

○岡議長 健康管理、疾病予防は、産業競争力会議の中でも大きなテーマで、何回も議論された。医療費増大を抑えるためにも、安倍政権の「健康長寿社会」にしなければいけない。ということは、病気にならないようにしないといけないという考え方が大変強く出ている。

したがって、私も、今日のワーキング・グループ報告の中で、予防とか健康管理ということがどれだけ出ているか関心を持っていたが、翁委員から説明があったように、冒頭に「予防」と入れていただいたので、表現をもっと強めるかどうかはともかく、我々の会議として、予防という観点を非常に重要視して

いるということが出ていと理解した。

次に、創業等ワーキング・グループの大崎委員から御説明をお願いします。

○大崎委員 それでは、資料2を御覧いただきたい。

私が座長を務めさせていただいた創業等ワーキング・グループだが、御承知のとおり、他の3つのワーキング・グループはそれぞれ総理の御指示にあった、いわゆる重点分野を担当するということでスタートしたわけで、しかし、まとめて重点分野とはなっていないといえども、非常に重要な改革を要する規制というのは多々あるものだが、言ってみれば、私が担当させていただいたワーキング・グループは、その他を全部ひっくるめて取り扱ったという位置付けであろうと思っている。

ワーキング・グループの名称が「創業等」となっていたので、ともすれば、ベンチャー企業の育成ということに特化したものではないかという誤解もあったようだが、そこが「創業等」の「等」に込められた意味だと理解しており、ベンチャー企業を伸ばしていくこととともに、もう既に大きなビジネスをやっておられるような企業がさらに新しい分野に展開していくことを促すような規制改革も取り上げるという趣旨だった。

何しろそういう非常に広い分野を取り入れたため、これは御参加いただいた委員の方、あるいは事務局にも大変な御苦労があったのではないかと感じており、もともと私どもは決して特定分野の専門家としてこの委員を拝命しているわけではないわけだが、それについても相手が全てそれぞれの分野の専門家を要する所管庁ということであり、なかなかそのやりとりも難しい点があったと感している。

その他と申し上げたのだが、それではあまりにも乱暴な整理なので、この報告の1ページ一番始めのところを御覧いただくと分かるように、全体としてリスクマネーの供給につながるような規制改革、インフラの整備・開発につながるような改革、国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化につながるような改革、そういう3つの分野に整理してお示した。

ただ、これは決してそういう分野ごとに協議をしたということではなく、先ほど来申し上げているように、いろいろな分野にまたがっているのも、他のワーキング・グループだと、大体協議の相手方官庁というのはほぼ1つか2つということだったと思うのだが、私どもの場合は本当に霞が関全域に及んでおり、いろいろなところと協議をしたものだから、その関係でやや進め方もあっちに行ったり、こっちに行ったりというところがあって、その点にもなかなか難しい面があったと思っている。

まず、リスクマネー供給ということに関しては、主として金融庁所管の金融商品取引法等の規制。これはもともと投資者保護を目的として作っているわけ

だが、それが時として過剰なものになっているのではないかという問題意識から協議を行い、これについては率直な感想として、最も前向きな御回答がいただけたと思っている。

もう一つの分野として、取引所の国際競争力強化ということを取り上げた。これはもう過去数年にわたって、様々な法改正等が行われている分野なのだが、現実には金融商品取引所と商品取引所が一体化したような総合取引所というものが諸外国には見られるが、日本にはないという現状を踏まえ、そうしたものを実現する妨げになっていると思われるようなことについて検討をした。

2 ページ、「2. インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大」と整理している。

1 つは、マンションの建替えを促すような規制の見直しで、耐震性等々問題があるのではないかと思われるような老朽化したマンションが現在非常に増えているが、その建替えが全然進んでいない。2 ページにあるように、全国で159 棟程度という非常に情けない状況で、これを何とかできないかということで議論をした。

もう一つは「技術開発の優位性の確立」と書いている。これは今、国際競争が非常に厳しく、その中で新しい技術の試験をしようとするときに障害になるような規制があるということで、これについても検討をした。

3 つ目の分野として「国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備」と書いている。

ちょっと分かりにくい表現になっているかもしれないが、時代の変化に応じた規制になっていないのではないかと思われるようなものを取り上げ、その改善を促したということ。具体的な分野として、1 つは、いわゆるビッグデータの利活用の障害になっていると指摘のある個人情報保護法の規制。もう一つは、郵便事業とか、通信、市外局番に関する規制。

3 つ目に、輸出申告。これは税関への申告なのだが、それについての合理化ができないかを取り上げている。

6 ページ以下にその現状があるが、先ほどの翁座長のワーキング・グループと同様、まだ協議中のものが幾つかある。協議対象となっている官庁についても書いているが、7 ページのビッグデータビジネスの普及は官庁名が抜けているが、消費者庁と内閣官房という理解でよろしいかと思う。

比較的前向きな御回答をいただいたものから、なかなか御理解がいただけないものまでいろいろあるが、今後何とか詰めていきたいと思っている。

私のワーキング・グループとしての報告は大体そんなところなのだが、この機会にワーキング・グループを進めていった中で抱いた感想を申し上げたい。

後ほどの総論の議論とも大いに関係すると思うが、本来規制改革とは、何も

私どもと所管官庁が対立するという色彩のものではないはずであり、この改革会議としての答申の総論にも書かれることだが、これは国を挙げて必要だということをやっているというところだと思ふ。そういう意味では、決して何か規制の目的を理解せずに、やみくもに廃止を迫っているということではないにもかかわらず、ややもするとそのような受け止めをされるような官庁もなきにしもあらずだったと。これが少し残念であり、できれば目的意識を共有した上で、本来の規制を作ったときの目的はさることながら、それが経済活性化の阻害要因になっているのではないかという視点で見直しをする。それで共に見直そうと進められればもっといいのにと思ふ。これは今後の検討の進め方も含めて、私どもとしても考えるべき問題ではないかと思ふ。

もう一つは、幾つかのヒアリングや協議の中であったことだが、例えば手続の期間が長いのではないかという指摘があると、その場で2週間縮めるみたいな話になったり、あるいはこういうことはもっと前から問題意識しておくべきではなかったのかという指摘があると、問題ではないと思っていたわけではないのだが、人数が少なくて手が回っていなかったというお話があったりする。

これは率直に申し上げて、所管官庁自身が自らの問題意識を持って規制を変えていくという姿勢に欠けていると言わざるを得ないのではないかと、この点は何か規制改革会議が騒いでいるからということではなく、所管官庁自身が不断に規制を見直していくという何かうまい仕組みを作らないと、ある意味、何度やっても同じことの繰り返しということになりかねないのではないかという感想を抱いた次第。

○岡議長 ただ今の太田委員の御説明に対して、御意見、御質問を。

○浦野委員 私も太田座長の下でこのワーキング・グループに参加させていただいたので、補足する。

このビッグデータは、7ページの17～19番は全部「協議中」となっていて、座長にもかなり御努力いただいたのに、今のところ大変残念だ。この問題に典型的に現れていることは、今後4つのワーキング・グループ全てにこのビッグデータの利用というのは非常に大きな価値を持っており、例えば医療関係などは本当に正に研究開発を進めていく上で患者さんのデータはとても大事なことで、あるいは消費材の産業、あるいはサービス産業を見ても、そういった新しい価値創造をしていく上でのデータ分析、あるいは基本サービスそのものの改善にもとても資するもの。これ自体、もっと言えば、ほとんどリアルタイムでそういう分析ができるようになっていく時代に今後はなると思ふ。

そのときに、今「協議中」と示されているように、どちらかというところできない理由の列挙が行政官庁の方から多かったというのが今回非常に印象に残った。これは全ての業に渡って必要とされていることであれば、できるようになるた

めにはどうしたらいいのだという視点を是非持っていただき、政策という形で議論を進めていただきたいというのが本当に強い希望。

○寺田副大臣 取りまとめに御礼申し上げます。

市場規模が、ビッグデータだけ1兆円と市場規模の数字が入っているが、これは当然リスクマネーのところもプレゼンがあったとおり、ビッグデータ以外の項目も数字を入れた方がいい。1,500兆の個人資産のうちの800兆円強が預貯金で、リスクマネーで回っている分は100兆以下というアメリカとの比較のデータも出ていたので、是非これは入れた方がいい。リスクマネーの供給をさらに慫慂し、前に進めるためにも市場規模、これはリスクマネーのところと、その他のインフラと。

インフラ整備については、昨日ちょうど衆議院の本会議で民間資本活用型の社会資本整備改正法が通過した。支援機構が立ち上がるので、その大きなお皿の中に民間がぱっとなだれ込んできて、一気に民間主導でインフラ整備が進むという、これはある意味、ここで大崎委員がお書きになっていることに、加えて重要な点なので、その点も追加的に総論のところでもメンションいただければと思う。

ビッグデータのところで「個人情報保護しつつ」という修飾語がかかっている。確かに消費者庁はそういうふうにしたのだが、我々の議論としてビッグデータの利活用を推進すべきだとか、マイナンバー法の基礎的インフラを活用すべきだという方のベクトルの議論はあったが、我々の方の議論で「個人情報保護しつつ」というプレゼンが果たしていいのかどうか、御意見を伺いたい。

○大崎委員 その点については、正に何が個人情報に該当するのかという点も含め、やや認識の食い違いがあったと理解している。私どもが決して個人情報を保護すべきでないと思っているわけではなくて、私どもが理解するビッグデータ活用では、そもそも個人情報が何らかの危険にさらされることはないという認識をしているので、そこが少し分かるような書きぶりに工夫をする必要があると思う。

それから、先ほどの市場規模のことは、全項目には入れられないのだが、できるだけ入れる方向で検討したい。

○佐久間委員 まず1点目は、取引所の国際競争力強化の中で、証券・金融・商品を一体的に取り扱う総合的な取引所とあるが、それを一体的に扱う取引所を早期に創設することが重要だという意味を教えてください。

私の理解では、これはそれぞれ取引所があるので、これは既存の取引所が合併するというのを促進するという環境整備なのかと思う。恐らくあまり選択肢はないのだろうが、それは競争政策の観点でそういうことを言われているの

か、その辺がそもそもよく分からないので、教えていただければと思う。

2点目は、マンションの建替え等々の決議要件で、これは協議中ということになっているかと思うが、これはもう議論されていたと思うが、罹災関係の特別法では一部見直しがされているというところで、全くできないという話ではない。

そもそも論で言えば、これは契約自由の原則で、今あるものを変えろというのは変だが、これから建てるものについての契約の中で、従来決議要件が下がっているということを知ってマンションを買う人にとっては、何の問題もない。逆に、このマンションは建替えがしやすいという売りになる。これも選択だから、そういうものが嫌だと思ったら、そのマンションではない、規約で上限までいっている決議要件がきついマンションを買えばいいという考えに立つと思うのだが、その辺の議論はどうなり、今、協議中になっているのかという点を教えていただければと思う。

○大崎委員 まず、この金融商品取引所と商品取引所の一体化の話だが、これは私どもとして特に具体的にこの取引所とこの取引所が一緒になるべきであるということを行っているわけでは必ずしもない。ただ、世界的にそういう総合的な取引所というのが広がっている現実を踏まえると、日本でなぜそれが関係者の間では相当機運があるやに聞いているにもかかわらず実現していないのかという問題意識に立って、その実現の障害になっているような規制があるとすれば、それを見直していきたいということ。

結果として、どこかの取引所とどこかの取引所がこういう私どもが検討したような改革が実現することを契機に一緒になる可能性があるかないかといえ、それはあると思っているし、それはそうしなければいけないということを目指するようつもりは全くないのだが、そうなってもいいのではないかという思いで検討した。

それから、マンションの方だが、これは区分所有法の決議要件は、強行法規。だから、これは勝手に契約自由ということで変えるわけにはいかない。

○佐久間委員 私が申し上げたのは、それは強行法規なので、それを緩めるときに、緩めてもいいという方向の上限から下限みたいなものを設けるということであってもいいということをお願いした。今はそれができない。きつくすることはできても、緩めることが今はできない。それをそうではなくて、上限をある一定のバンドを設けて、あとは契約自由に任せてもいいのではないか。一律下げろというのはきついというのは分かるのだがという趣旨。

○大崎委員 その点については、なるべく私どもとしてできるだけ所管官庁では検討してくれと投げるようにしていて、こういうふうにして欲しいということあまり踏み込んで言うてはいなくて、この問題に関しても、仮に決議要件

を見直す場合に、どういう見直し方があるのかということをごちらとして明示は必ずしもしていない。

ただ、それは協議対象官庁も理解してくれたことだが、見直すという場合に、決議要件を引き上げるということを要求しているのではないだろうというのは先方も理解している。ただ、その引き下げ方について、そもそも本則というか、法律そのものを抜本的に改正することなのか、あるいは私どもが申し上げたのは、実はこの問題意識がそもそも震災に強いインフラという観点からこの問題を提起しているものだから、そういう耐震性といったことで問題があるマンションに限った、一種の特別措置としてそういうことが決議要件を一定程度下げることができないかという問いかけ方をしている。

もちろん、今、佐久間委員が御指摘のような、ある程度幅を持った制度設計にするということは、アイデアとしては十分あり得ると思っているが、私どもからそれを具体的に提示したということは、今までのところない。

○佐久間委員 取引所のところなのだが、私の一番素朴な疑問というのは、一体的に取り扱うことが重要だということになっているが、それはなぜ一体的に取り扱うところが必要なのか。ユーザーから見たときに、別にそれぞれでやってもいいので、そこを教えていただければと思う。

○大崎委員 これはテクニカルな話だが、一番大きいのは、やはり効率的な運営。例えば今、取引所というのは完全なシステム産業化しているので、一般によく目に見えるところでは、取引システム自体がいろいろな商品に対しても同じものが使えるのではないかとということがある。また、取引の約定した後の処理に関する清算のシステムなどというのも、規模の効率性が結構働く。かつ清算システムに関しては、一種の基金や証拠金を積まなくてはならず、この基金や証拠金を複数の取引所にいろいろ積むと、全体としては取引をする人にとっても非効率なことになりかねない。

そういういろいろな観点から、恐らく世界の取引所はだんだん1つに集約していく、完全に1つになるわけではないが、だんだんと集約してきている。日本ではその集約が、今のところ金融商品取引所という分野の中、あるいは商品取引所という分野の中だけにとどまっている。それをもう一つ垣根を越えた集約ということも、別にそれを必ずやれということではないのだが、そういう道があってもいいのではないかとということ。

○佐久間委員 ある意味で一般論でもあるというか、これは例えば製造業でも、規模が大きくなれば効率性がよくなる。国際競争力が高まる。でも、なかなかそれができないのは、日本の場合、当然競争法の適用があって、ある限界があるということなのだが、本来であれば、一国一業種一社ということがあってもいいはずだが、なかなかそれはできない。それと同じような考え方に立ってい

るといふことか。

○大崎委員 比較的似た考え方だと思ふ。

ただ、取引所の問題が若干違ふのは、今までのところ、取引所の場合、相当集約することについても、独禁当局からもある程度理解を得られているという点が多分他産業とは違ふのかなと思つてゐる。

○松村委員 まず、今問題になつた建替えの件なのだが、これは耐震ということなので、ある種外部性のある話。取引自由の世界ではないということによく分かつた。しかし、この問題はずっと他の文脈でも問題になっている。建替えがしにくいといふのはいろいろ問題だといふことはずっと長い間懸案になっている。

そこで、佐久間委員の指摘は、強行法規を任意法規化したらどうかといふ視点が欠けていたのではないかといふ指摘だと受けとめるべきだと思ふ。

それから、こちらは直したらどうかといふことを言うだけで、具体的にどうしたらといふことを言うのではないといふのは、やはりちょっと無責任だと思ふ。どういふ対策があり得るかといふことも考えながら、向こうからうまく出てこなければ、こゝういふやり方もあるではないかと指摘、提案していかなければならないので、全部投げるのではなく、こちらもあるべきだと思ふ。

今回の枠組みでは、やらなかつたのは正当だと思ふが、これは非常に重要な問題なので、次回以降のラウンドのときには、そゝういふオプションもあり得るのだといふことを考えた上で是非御検討をお願いする。

それから、本文の1ページ目の「(1) 資金供給の促進」の文章なのだが、ここの最後のところが「虚偽記載等の民事責任の見直し」で、その後も「大量保有報告制度の見直し」になっている。その前のところは「緩和」と書いてあるのに比べ不明瞭。理論的には、見直しといふのはどちらの方向を向いてゐるのか分からない。

資金供給を促すために透明性を高めることが重要だから、虚偽表示だとかは、むしろ規制を強化することによって資金供給を促すのだといふ発想と、そこが厳し過ぎると、むしろ起業家に負担が大き過ぎるといふ発想の、そのどちらにもあり得るので、この文章だと分かりにくい。方向を書くべき。

短冊を見れば、何を言つてゐるのかよく分かり、なおかつ非常に合理的な改革要求であることもわかる。無過失責任といふあまりにも過酷なところから、もう少し合理化してくれと言つてゐるので、反発を受けることはないと思ふが、1つ書き方を間違えると、故意の虚偽表示のようなものまで免責してくれと言つてゐるのかなと思われると改革とは言えない。ここは本文を注意して書く必要があると思つた。

次に、また本文の2～3ページの「(1) 情報資源の有効活用」といふとこ

ろで、個人情報保護法がハードルになっているということ、なおかつ硬直的過ぎるとするのは非常によく分かるが、一方で、データの活用がうまく進まないとののは、法律のレベルもあるのだが、民間の自主規制によって進んでいないという側面もかなりあるのではないかとこの点が繰り返し指摘されている。

つまり、法律をきちんと変えるのと、それに合わせて民間の自主規制を変えていくのが両輪だと思う。規制改革会議の性質から、後者の方について強く言うというのは変だとお考えで何も触れていないのかもしれないが、両輪だということを認識しないと結局利用が進まないことになると思う。今後の議論では、そのことをきちんと認識した上で、できればそちらも前向きに変えていくということが出てくると、もっと強い推進力が出てくると思う。

○大崎委員 資金供給の促進のところの記述の方法は、事務局の方でも御検討いただければと思う。

先の自主規制が影響しているのではないかとこの御指摘は、私もそういうふうに思うし、その自主規制というか、明文化されたルールではないのだが、事業者自らが違法であるという指摘を受けることを恐れて、あえて踏み込まないというケース。これは実はビッグデータだけではなくて、他の点にも共通していて、ヒアリングをする中で、何でやらないのかという疑問も実際出てきた面もある。

ただ、これはなかなか難しいところで、私どものワーキング・グループでもある専門委員の方がおっしゃっていたのだが、結局ある意味、司法的に決着する。つまり、思い切ってやってみてしまっただけで、それは違法だと指摘されたら訴訟で争うという、そういう解決法も本当はあるのではないかと。

ただ、それを事業者が自らそういう道を選ばない、あるいはそういうことを選びにくいような社会環境が日本にあるとすれば、やはり規制の方を見直していくしかないという面があるのではないかとこの、そんな話もあった。ただ、これは非常に重い問題提起だと思っているので、それこそ今後会議全体でも、その辺はどう考えるかというのを検討する必要があるような気がした。

○佐々木委員 短冊のところ、協議中の案件において所管省庁が書いてあるものと書いていないものがあるが、それは先ほどの健康・医療もそうだったのだが、もし何か不都合がないのであれば、ここは書いておいた方がいいのではないかとこの思う。

○中原参事官 ビッグデータビジネスのところについて記載がないが、そこについては、消費者庁と内閣官房IT室が担当で今、調整を進めているところ。

○佐々木委員 それは先ほど伺ったのだが、それは明記してもいいのか。

○中原参事官 最終的な報告書の段階においては、当然規制改革の内容と実施時期、所管省庁を全て明記させていただこうと思う。

○大崎委員 これは確認だが、そういう意味では「協議中」というままで報告にするのはまずい。

○中原参事官 最終的に御報告するときには、全て取れた形で御報告をさせていただくことになる。

○寺田副大臣 これは横串的な観点なので、むしろ事務局へのお願いでもあるが、例の農業。つまり、最初の59項目が重点分野に入っていたが、これから議論すべき分野。先ほどの医療ワーキング・グループでもあった保険外診療の拡大とか、特定医療行為の問題と同じように、創業等ワーキング・グループの59項目で取り上げた以外のものも当然議論していくわけで、特に農業などは、これは大崎委員御承知のとおり、今の金融技術上、リースとオーナーシップというのは全く境目がない。したがって、「リースだけ丸と、オーナーシップは駄目」というのは全く世界的に見てもあり得ない議論。ただ、農林水産省はまだそれに固執している。

これはこれから当然切り込んでいくべき分野だと思うので、是非そういうものも、先ほどの医療ワーキング・グループの例だと「最後に」というフレーズで今後議論すべき項目も、今後の検討として列挙されておられましたが、それをこれから議論する総論で書くのか、あるいは各ワーキング・グループで書くのであれば、各ワーキング・グループの総論部分にそういう大玉的なものを入れていただければと思う。

○大崎委員 その点について、今思いついた案だが、2月の段階の各ワーキング・グループの検討項目という「◎」「○」のついたもの。あれを資料として答申に再掲してもいいのではないか。そうすると今後それをやるということが明確になるような気がするが、どうか。

○岡議長 今の問題提起について、事務局の方で検討してもらえたらと思うが、寺田副大臣が言われたような程度のことを各ワーキング・グループのまとめの中で簡単に触れられたらどうか。全項目ということではなく、次のラウンドで引き続き取り上げていきたいという項目に絞られてもいいのかと思う。

○大崎委員 その意味では、私の担当させていただいたワーキング・グループの場合だと、例えば農業の産業としての競争力強化をはじめとする、まだ手がついていない課題について今後検討していきたいみたいなものを明記してもいいと思う。

○佐々木委員 ベンチャーとかの促進というところで、個人保証の点というのは話題に上がったのか、これからの検討課題になるのかを教えていただきたい。

○大崎委員 検討には入っていないし、今のところ、項目としても具体的に上がっていない。しかし、項目自体、7月以降の検討では洗い直すということだと思うので、そこでの検討対象になり得る話だと個人的には思う。

○岡議長 この中でビッグデータというのはかなり重要なテーマになると思う。このラウンドでしっかりとした答えが出てくるかどうかについて定かではないが、先ほど大崎委員からあったが、引き続き、今後の課題としてしっかりフォローしていきたいと思う。

雇用ワーキング・グループの報告については、次回の30日でやりたいと思っているが、座長の鶴委員から一言お願いする。

○鶴委員 この場で雇用については大玉という扱いはなかったのですが、委員の方々と認識を共有するという意味でも、背景も含めて、少しお話をさせていただきたい。

雇用ワーキング・グループについては、これも他のワーキング・グループ同様、非常に委員、事務局の皆様の集中的な御尽力のおかげで、昨日の段階で調整をある程度終えた報告書を用意していた。今日御報告申し上げるつもりで準備をしていたのだが、厚生労働省とも閣議決定の短冊の部分でかなりデッドロック状態になっている。幾つかあるが、一番大きいのはジョブ型正社員の問題。

そういうことがあり、やや我々が提案した文章、内容の話と、閣議決定の最終的なもの、これは今日もハイレベルな調整をするつもりではいるが、若干乖離が出てくる。

我々の主張というのは、基本的にどのような形でもきちっと答申、報告書に残していくという方針は全然変わらないが、やや体裁とか書きぶりについて、少し工夫する必要もあるのではないかとということで、滝本室長をはじめ、昨日、急遽事務局とも相談をし、そこは慎重な取扱いをさせていただくということで、30日にまとめて報告ということにさせていただいた。今日、御報告できなかったということで、まずお詫びを申し上げたい。

この背景なのだが、御承知のように雇用の分野というのは、ILO条約に批准しているということになると、三者構成。つまり、公労使が全部そろった場でないと決めてはいけない。規制改革会議で相当議論をしているのだが、やはりそこで全て閣議決定の形で決めるということまでにはいかない。これは雇用の場合も、最初からある大きな制約というか、しょうがない部分なのかなと思う。

ただし、案件によってかなりそこは温度差が違う部分があり、例えば我々は今回派遣の話も扱った。政令26業務を撤廃しろという、かなり大胆なことを言っている。ただ、既に厚生労働省は研究会を立ち上げて、かなり抜本的な改革を目指して議論を始めている。そういうもので、ある程度ベクトルが合ってくると、例えば細かいところを全部閣議決定することはできなくても、ある意味でそういう課題があるということは書いてもいいよということに行く。

ただし、まだ全然議論をしていない、このジョブ型正社員が正にそれなのだが、我々が非常にするどいアプローチで指摘をすればするほど、そういうもの

を検討する前にいろいろな具体的なことを言ってもらって決めてもらったら困る。最初はほとんどベクトルは同じだなと思っていたのだが、どんどん態度が非常に硬化していく。しまいには、もう本当に何も言わないでくれみたいなことで、閣議決定文書で我々が検討した項目すら書かせてくれない。我々のお座敷でこういう年限でやるということが今の状況。

こういう状況の中で、大きな方針として3点ぐらいここで申し上げたいと思うのは、やはり雇用の問題というのは、当会議、今回の場合だと産業競争力会議とか経済財政諮問会議がある。やはり重要会議で問題提起と高いレベルの意思決定は最初の段階で必要だと思う。実はジョブ型正社員というのは、総理が多様な正社員をちゃんと整備しろとおっしゃっている。だから、実はこの話はクリアしている。

2番目の話としては、答申とか報告書で制度の基本的な考え方、重要論点、具体的な検討課題とかそういうこと、我々が非常に法律的に具体的にこう直せばいいということまで言っている。そういうことは、先ほど議論があったように、やはり我々はきちんと報告書とか答申で最後まで残さなければいけないところだと思う。そこが消えてしまうと、閣議決定の短冊がどれだけシンプルなものになったとしても、あまり規制改革会議の存在意義というのはないなと。だから、そこはできるだけ細かい点も盛り込んでいく方針。

3番目の点が、私が今回特に皆様のサポートをお願いしたいと思っている点なのだが、厚生労働省は何かと言えば規制改革会議と、先ほども議論が少しあったが、ある意味で対立構造の中で、自分たちのお座敷、三者構成でやらないと駄目だということをおっしゃる。私は、この対決型の発想を変えて、四者構成でどうかと。規制改革会議もある意味では大きなメンバーとしてその中に入って行って、実はこれから始まるような研究会とか審議会とかそういう中で、我々がある意味で積極的に関与をする、インタラクションを担っていく。節目節目で検討状況を報告していただいたり、いろいろな公開の場で議論をしたり、また我々も随時見解をまとめる。

実は、そのプロセスが非常に重要ではないのかと思うところがあり、今回の答申において、やはりそういう正に四者構成なのか、三、五者構成なのかは分からないが、それぐらいの気持ちで、ある意味で事後的にもそういうものが立ち上がったときに関与をする。

私は、これは決して対決型というよりも、先ほど少し大崎委員からもあったが、協調型、連携型、そして我々は、ある意味で高いボールを放りながら、厚生労働省が自分たちから提案できないようなそういうことも、むしろ規制改革会議が率先して出していきながら、ある意味でお互いにインタラクトしていく。こういう少し新しいモデルというのも規制改革会議の中で作っていかなければ

いけないということを、いろいろな折衝とかやりとりの中で思い、そこは皆様の御意見をもろもろ伺いながら、答申という中でそういう部分を反映させていただければと思う。

○岡議長 それでは、雇用については、次回30日に報告をお願いします。

(2) 答申の素案（総論）について

○岡議長 それでは議題2に移る。前回会議の議論を踏まえ、答申の総論部分の素案を事務局に作成させたので、まず事務局から説明をしたうえで審議に入りたい。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3に基づき、御説明を申し上げたい。

前回会議及び事前に頂いた御意見について、可能な限り反映した。

全体の構成が「Ⅰ 総論」「Ⅱ 各分野における規制改革」「Ⅲ 結語～次のステップに向けて」という3つの分類になっており、「Ⅰ 総論」の「1. はじめに」では、規制改革会議が政令に根拠を持つ機関として発足したこと、三本の矢の第3の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、緊急度の高い規制改革から検討を行ってきたこと、ここに「答申」として提出することを述べている。

「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」、なぜ規制改革が必要かという大前提の議論と、今次の規制改革会議で重視したことという2つに分けて記載。

なぜ規制改革が必要かという点については、規制改革の最終的な目的は国の成長・発展、国民生活の安定・向上及び経済活動活性化への貢献という基本的な原則をまず確認した上で、幾つかの視点をその後に記載した。

まず①は、経済環境の変化に適合して、経済成長を実現するという点。全ての規制は、必要性を持って導入されたものだが、経済環境や新技術の開発とともに変化していく。これに応じた規制の見直しというものが不断に行わないと、イノベーションや生産性向上の機会が縮小し、消費者もその恩恵を受けることができなくなるということを記載した。

②として、消費者・ユーザーに多様な選択肢を提供するという点。過剰な参入規制は、新しい技術やノウハウを持った事業者の参入を阻害し、消費者が新しい製品やサービスをより安価に享受する機会を奪うことになる。また、ICTや新エネルギーなどの登場に適合しない規制の存続、時代の変化に合わない規制の存続というのは、さらに新サービスの成長を阻むという点を記載。

③とて、意欲と相違に満ちた事業者に活躍の機会を提供する。②で消費者のため、③で規制対象となっている産業の発展にも不可欠である、事業者の発展のためにも不可欠であるとして、意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知

恵と資金を集めることにより、多様な主体の参画や競争を促すことができないと、当該分野の発展可能性が阻害されてしまうとして、それがひいては、産業の衰退を生じさせてしまうという趣旨を記載。

④として、安全、安心等をより効率的な手法で確保するという。規制の重要な目的の1つは、昨今、社会的な規制の分野についての議論が中心になっていること等も踏まえ、安全、安心等の実現だが、同じ目的を効率的な手法で達成するためには、規制の絶えざる見直しが必要であり、そうした絶えざる見直しにより、本来規制によって実現しようとしていた目的をより効率的・効果的に実現をしていく。

(2) 今回の規制改革に当たり重視したとして、当会議において重視いただいた点を記載。①として、成長戦略を実施するに当たっての阻害要因の除去。「三本の矢」の1つである「民間の投資を喚起する成長戦略」について、阻害要因を除去することに努めたということであり、具体的に医療機器や再生医療の項目、次世代自動車への投資の阻害要因、ビッグデータを活用するビジネスの阻害要因を除去するための規制改革、あるいはベンチャー企業の育成や成長支援のための規制改革。それから「人が動く」として、鶴座長から先ほど報告いただいた点を記載。

②として、緊急性・重要度が高い課題を抽出し、会議としての見解を迅速に表明し取り組んだということで、一般医薬品のインターネット等販売、石炭火力に関する環境アセスメントの見直し、保育に関して保育分野の規制改革というもの。

③からは、その審議経過。(1) 審議テーマの設定と審議体制で、当会議、ワーキング・グループで効率的・効果的に検討する体制を整えたことを記載した他、規制改革ホットラインの点についても記載。(2) は、他の会議との連携。(3) は、国際先端テストの実施であり、こうした手法の定着を図るために、試行的に14件を選定し、12件について先行的・試行的に実施した。

4番として、本答申の実現に向けて「規制改革実施計画」を閣議決定することが必要であることを記載させていただいている他、政治のリーダーシップに強く期待すること。会議としては、政府における取組を随時フォローアップしていくこと。

Ⅲは「次のステップに向けて」。

「終わりに」だと本当に終わってしまうため、「次のステップに向けて」という記載。

「1 次期の会議活動方針の策定」。

今回、様々な事情で厳しい時間的な制約の中で御検討を賜ったわけなので、本答申の提出後、まず会議としての活動を再開するに当たっては、取り上げる

べき重点分野やその審議体制について整理し、改めて会議としての活動方針を定めていき、さらなる改革に取り組んでいくという記述をしている。

「2 フォローアップを重視した改革PDCAサイクルの確立」。先ほど大崎座長からもお話があったところにも関連するかと思うが、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースも見られることと、所管府省庁自らが主体的に見直すことが本来の役割であり、会議としては、規制改革実施計画の進捗状況について見直し状況の報告を受け、チェックをいただくと同時に、規制当局が自発的・主体的に規制改革に取り組むPDCAサイクルを作り上げ、不断に改革を進め、実現していくことが必要不可欠であるという記載。

6 ページ「3 今後取り組むべき課題」。農業をはじめ、未着手の課題が残されている点について指摘をしたことと、今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態も明らかになった。

そして、こうした残された課題や新たに上げていく課題も含めて、次期においても、国民が改革の果実を具体的に感じられるように、引き続き果敢に改革に取り組んでいくと、結んだ。

前回の宿題の関係で、答申の名前や副題については、本日、この会議で御審議を賜りたい。

分かりやすいプレゼン資料の作成という点につき、イラストとか図表などを作成し、国民目線に立って、国民の皆様への生活の影響効果というものを配慮したようなプレゼン資料というものを事務局の方でも作るように努めてまいりたい。

それから、国民に分かりにくい用語の解説が必要だとして、記載の中で分かりやすい表現に努めることはもちろんの他、必要に応じ、用語解説集というものを答申の末尾につけるなどの工夫もしたい。

○岡議長 ただ今の説明に基づき、意見交換をしたい。

○長谷川委員 非常に細かい話と大きな話と両方言いたいが、非常に細かい話を言うと、1 ページ目にいきなり「イノベーション」と出てくるわけだが、2 ページの方には「技術革新」という言葉も出てくるので、これは統一した方がいいのではないか。それが1 点。

2 点目の大きな話というのは、先ほど大崎委員や鶴委員からも御指摘があった点だが、この紙でいえば、5 ページ目の下の一番下「規制当局が自発的・主体的に規制改革に取り組むPDCAサイクルを作り」。私も問題意識を非常に共有しており、つまり、規制の見直し作業が必要であるが1 ページの真ん中のところ、経済環境の変化に適合して、不断に見直すことが必要であると。それを踏まえて考えると、規制の棚卸し作業みたいなものを今回、我々がちょっとやっ

てみたわけだが、担当官庁の中にそういう作業をするシステムを何とか埋め込めないものかというのが私の問題意識。それはこれまでの議論の中でも何人かの委員が御指摘された点でもある。その棚卸し作業をどうやって進めさせ、しかも、それを透明化していくのか。つまり、国民の誰にも分かりやすく公開していくのか。

この作業のやり方だが、民主党政権のときに行政事業レビューというものをやった。あれはとてもよかったのではないのかなと実は思っている。民主党政権がやった公開の仕分け作業があった。賛否両論いろいろあったが、ある種、国民の目に分かりやすいという意味では、あれは評価できる面も多々あった。そのベースになったシートが行政事業レビューシートというもので、今でもそれは毎年度公開されるという仕組みになっている。同じようなことで、例えば規制のレビューシートみたいなものを各省庁、規制当局自体に出していただく。それを元に我々が議論をしていく。こういうプロセスは考えられないものか。

つまり、先ほど鶴委員あるいは大崎委員からも御指摘があったが、どうしても私たちが担当省庁に対して、いわば外から注文をつける、ないし文句を言うことで、対立構造に陥りやすい。それを避けるためにも、最初のステップは、役所の内側から規制レビューシートのような形で出させて、その規制の大きな目的、手段、経済活動自体の現状認識みたいなものをどのように考えているのかをまず、役所側に御説明いただく。それに対して我々が意見を述べる。

ありていに言えば、現状認識の違いも恐らくあるだろうし、そもそもの規制の目的、達成手段というものがひょっとしたら自己矛盾を起こしているのではないかもしれない。つまり、官庁に対して外から全く別な土俵で注文をつけていくという構造ではなくて、まず、官庁自身の問題設定の座標軸を提示させて、それについての自己矛盾みたいなものがあるのかないのかという観点で議論を進めていくというやり方は考えられないものかと思う。

つまり、ありていに言えば、私たちは半分中途半端な立場で、わずかなりソースでもって、霞ヶ関でやっている規制みたいなものを外からチェックし、注文をつけていくことになっているわけだが、それはどう考えても明らかにリソースが圧倒的に足りない。かといって、私たちのこういう作業を新しい官庁のような組織としてやるとなると、これは制度の肥大化につながりかねない。その矛盾を避けるためにも、今ある役所自身の中で自分たちがやっている作業をまず、国民の目に公開させていく。それによって説明を我々が聞いていく。それについて新しいあるべき形を公開の場で議論していく作業みたいなことができないかと思った。

もし可能であれば、以上のようなことを総論の中に、単にPDCAサイクルとして書くことではなくて、この5カ月の我々の1つの考え方として答申の中にそ

のようなことが何か書き込めないのかなと思う。

○佐久間委員 5 ページ、Ⅲ「次期の会議活動方針の策定」の5行目以降、第2パラグラフ。「一方で、5カ月という厳しい時間的制約がある中で、緊急性のある課題への取組を優先せざるを得なかった」というぐらいでいいのではないか。それで第3パラグラフにつながる。これは当然事実だが、十分な時間を割くことができないのは活動方針だけではなくて、ある意味では当たり前のことで、他でもそうだったという事情があり、ここまであまり書く必要もないのではないか。

○鶴委員 原案について、私の方から、2ポツの「なぜ規制改革が必要か」というところについて、最初に見たときに、雇用、労働という言葉とか、働き手とか、その言葉がどこにも入っていないので、雇用という分野で規制改革を今回も着手したので、どこかに入れていただきたいとコメントした。

先ほど事務局からも御説明があったように、3ページの「また」以下で「成長分野に『人が動く』」という3行を入れていただいたのだと思うのだが、やはり最初になぜ規制改革が必要なのかということに入ってこない、雇用というのはそもそも規制改革という中で扱うべきなのか。どうしても事業者という視点が非常に中心となって、逆に労働者とか働き手というところの視点が少し弱いという形に少しなってしまうのかなという危惧を持っている。

この3行を入れていただいたことは非常にありがたいのだが、例えば「①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する」と。この下に「規制改革によって、事業者の」云々とある。その後に労働者として働き手の視点というものも1行ぐらい加えることによって、要は、ここでこういう視点から雇用というものも規制改革の範疇でしっかり議論すべき雇用労働という話なのだよというものが、文章上からもより強調できるのではないのか。正に雇用というものを今回アドホックに見直しをしたのではないという意味でも、少しこれは文章上の工夫はできるかと思うので、お願いしたい。

○佐々木委員 まず、「はじめに」のところで発足したとあるが、今回、3年の任期というか、2016年までということなので、これだけを読むと、きっと読まれた方はこの5カ月間の非常に短期間でやった仕事かなと思うだろうが、どこかにこれが2016年まで続いている中での第1回目の答申だと書かれていると、以前に申し上げたが、マスコミを含めて多くの方には、この規制改革会議は何をやっているのだ、何も結果が出ないのではないかと見られがちだが、3年の中での一番のという全体のところが多くの人に分かりやすくなるのではないか。

2の「②消費者・ユーザーに多様な選択肢を」だが、消費者とユーザーという並びがちょっと唐突で、消費者、生活者ユーザーなのか。次の事業者と、この事業者はNPOとかも含まれるのか。この辺りは言葉のところ、多くの人が含

まれて改革が進むと感じてもらえるといいと思っている。

(2)の①の「転職が不利にならず」というネガティブな文章を、例えば「転職により」「転職が個人の競争力を高め」とか、何か少し前向きに発展するような形に書けたらと思うことと、最後のページの「農業を始め未着手の課題」というところも、「課題が多く残され」という私たちの意識を少し含めていただけたらと思う。

あと、先ほども出た規制改革がなかなか進まない原因というか構造的問題のようなものはどこかに私たちの視点を簡潔に書けたらいいのかなと思っている。○林委員 前回会議で、分かりやすくという点を意見させていただいて、それを反映していただき御礼申し上げます。

まだちょっと言葉がかたいところがあるという点を、少し申し上げます。

1、総論の2の(1)の①の「特に我が国は、少子高齢化や」の次の「エネルギー制約、財政制約」という「制約」という言葉。これをもう少しかみ砕いて、「待ったなし」が伝わるように、端的に言っていただいた方が分かりやすいと思う。同じところの②で「過剰な参入規制」という言葉がある。何が過剰かは評価の問題であるし、ここは新規参入規制のことを論じている。我々、規制緩和する側では、問題のある規制を指摘するわけなので、「過剰な」というのは要らないのではないか。

2ページ目の2行目「また、ICTや新エネルギーなどの登場に適合しない規制」というものも、もう少しかみ砕いていただいた方がいいかと思う。

③の中にも「過剰な規制」とあるが、ここも書き方の順番を変えれば「過剰な」は要らないのではないか。

5ページ目、Ⅲの2番の1行目「これまでも累次の答申」と、これもちょっと言葉がかたいかなというところ。

あとは大きな点なのだが、PDCAサイクルの確立というのは非常に重要な点である。長谷川委員がおっしゃられたように、所管府省自らが主体的に取り組んでいただければ一番いいのだが、「それができればねえ」と、実際にはできないので、今、この会議がある。それをどのように盛り込んでいくか、システムにしていくか、というのがこの規制改革会議の課題ではないかと思う。

その意味で、6ページ目の3の、「今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態が明らかになってきた」というところ。ここで、実態は1つ挙げられているだけだが、それ以外にも、下位規範においての規制の明文がないにもかかわらず、運用において規制を行っている実態もある。官僚側が政権担当者の意向と異なる利益に政策を歪曲する傾向、ビューロクラティック・ドリフト(Bureaucratic Drift)のようなものもある。それはこれからの第2期に

類型化して、規制改革のシステムの中に入れていくべき課題だと思う。なので、6ページ目の5行目の「実態」のところに「など」を入れて、「いろいろあるぞ」を含ませていただければと思う。

○寺田副大臣 ありがとうございます。

各委員の御意見もたくさん入っているかと思う。やはり少し違和感があるのが、総論の2ページ目の「安心、安全」。これは確かに規制の1つの目的が安全、安心ではあろうかと思うが、規制の重要な目的は安全、安心のみではない。むしろ新規産業の育成もあれば、規制というのは非対称性の維持によっていろいろな目的があるわけで、安全、安心が大事だと強調すると別の逆ベクトルのメッセージを与えようと思う。むしろ我々がやることは安心、安全を確保することではなくて、自立、自助とか、自己責任とか、行政側の立場でいうと、NPM。民間手法を活用した行政手法の導入とか、民間資金の活用とか。だから、ちょっと異なるベクトルのことを、そういう誤ったメッセージを与える危険がこれは極めて大きいと思う。ただ、もちろん委員の先生方がこれでよろしければいいのだが、少し違和感を覚える。

更に、PDCAのところ。今、林委員も言われたが、本来、PDCAというのはNPMの手法であり、効率化の手法がPDCAなのだ。評価をして、きちんとフィードバックをする。正に内閣府の第一統括の下で、大田審議官、寺田参事官時代にモデル事業をやった。これは正にPDCA。これはカットが主。これはベクトルが逆なのだ。うまくいっていないものは逆にうまくいくように押す方の意味でこのPDCAは使われていると思う。本来のPDCAの手法というのは全く逆。だから、これをPDCAと呼ぶと、これも誤った、厳格な議論をすると、NPMの手法でいうとやらない方。つまり、予算をつけても無駄になったものはカットするのが本来のPDCA。したがって、フォローアップをPDCAと、つまり、やっていないものをもっと後押しして改革をやらせるという意味でお使いなのだろうが、ちょっとこれは用語上、行政学上、逆の使い方をされていると思う。改革PDCAサイクルだから、新たな造語として言われているのであれば鍵括弧を付けるとか、通常のPDCAの用語とは全く逆。

あと、最後にこれは蛇足かもしれないが、確かに我々は手勢も少ないが、内閣府、法律上設置された産業競争力会議より格段、格上の会議であり、また、内閣府は事務局の皆さんを含めて、各省より上に立つ権限がある。内閣府というのは中央省庁改革のときに正に総合調整機能を持って、仮に言い分がフィフティー・フィフティーで割れたとしても、内閣府が総合調整機能を発揮して、これをやりなさいと決めたら、各省に対して指令できる立場。もちろん各省がPDCAで取り組む、これは極めて大事なのだが、各省もその方向でベクトルを向かせることが大事なのだが、内閣府とはそういう組織だ。すなわち我々の方が

格上なのだ。我々が総合調整機能を発揮して、指令を発すれば、各省は従うべき立場にある。そのいろはのいのところが各省、それは分かっているのだろうが、換骨奪胎しているのだろう。なので、本来そういうものだと。この会議はそれだけ重いのだというのをもし各省が忘れていたのであればどこかで書いた方がいいと思う。

○翁委員 4ページの「(3) 国際先端テストの実施」のところ、ここでは14件を選定し、12件について実施したと書いてあるだけなのだが、もう少し具体的にどういったことに活用したとか、どういった評価が今の時点であるのかについて少し書き加えておいてもいいのではないかと感じた。

○松村委員 今、出た国際先端テストのところまで1点。

国際的に最先端の規制を目指すというのは、この国際先端テストにかかったものだけではなく、全ての規制改革に共通する理念で、それを最も明確に表すものの1つがこれだったと思う。国際的に最先端の規制を目指すという議論がここ以外に、例えばIの1、Iの2の(2)あるいは最後の部分のどこかにそういう言葉が一言入ることを希望している。国際先端テストに入らなかったものは最先端の規制を目指さなくてもいいという誤解を招かないように、一言どこかに入れられないか。その3カ所どこにも無理なら、今、出てきたIの3の(3)の国際先端テストを記述しているところで、そこに限られたものではないと入れていただけないか。

2点目、長谷川委員が御指摘になった、更に先程大崎委員も御指摘になった官庁が自ら規制改革に取り組む仕組みを作る点に関して。この制度をどうやって作っていくのかという問題を次のサイクルで、きちんとこの本体で議論したらどうか、どういうことをやればうまく回るようになるのかという問題も本格的な議題として取り上げたらどうかという御提案だと理解した。したがって、皿のところ議論が出てきたのだと思う。ただ、具体的にどうするのが一番いいかという点はまだ全く議論していない。その具体像をここで書き込む必要はなく、自ら取り組んだものを国民に公表していくべきという文章だけでいいのではないか。各省庁で実際に業務改善のレビューのようなものは、すぐもう次の6月にも行われる。その結果も見べきだし、それを規制に応用することも可能だろう。ただ、そのやり方として、各省庁に省庁内の部局横断的な規制の部署を1つつくってうまくいくかどうか。戦っているという表現がよくないのはよく分かってはいるのだが、対応しているのは省全体ではなく、局あるいは場合によっては課と対峙しているという状況。省内横断的な部署を統一的に1つ作って、それで省庁の自主的な改革が本当にドラスティックに進むのかどうか。これ自体ちゃんと議論すべきこと。この答申にそこまで具体的に書き込む必要はなく、今後の課題として書いておけばいい。

○滝委員 今のお話だが、私は、長谷川委員の考え方に賛成する。産業育成で補助金が出ると、それが長く続き過ぎるといつかモラルハザードになる、補助金のあるところにモラルハザードありとよく言われている。そういう意味では、やはり必ず新しい育成の要素は、ある時期が来たらそれをやめるという要素が必ず入っているべき。

そういう意味では、各省庁も新しい育成のためにできた補助金に対して、モラルハザードにならないように、それがあつ時期にやめることになるのだとして、それぞれの仕組みとして各省庁側に自分の仕事としてやれる人がいないと役所は動かないような気がしている。省庁サイドに今後の新しい産業育成とモラルハザードにつながる可能性を常にウオッチングするというか、規制改革会議と連携して仕事としてやれるそういう部署があるというのはとても大切だと思う。

○森下委員 4ページの国際先端テストで、先ほど松村委員も言われたが、このところは官庁の方も今回誤解しているのが分かったのが、真ん中を行けばいいととられやすい。もともと先端テストは最先端に行くはずだったのが、よそと同じだからいいのではないかという議論が何回も出てきたので、国際先端テストをして、「世界で一番企業が活動しやすい国」を「実際に最先端の規制を実施する」とか、もう少し踏み込んだ書きぶりをしてはどうか。そうしないと、真ん中だからいいというのが何回も出てきたので、このところはどういう意図で国際先端テストをしているのかというのをもう少し書いた方がいいのではないか。そのことによって各省庁がまた同じようなことを言っているときにはそうではないのだということがはっきり言えるかと思うので、是非この国際先端テストを実施してどういうことを浮かび上がらせて何をしたいのか。そこをもう少し明確に書いていただければと思う。

○長谷川総理補佐官 短時間で事務局も御苦労されたのがよく分かるが、数点コメントを許して欲しい。まず、今の森下委員の話と関連して、国際的な色彩の点が、多分、少なくとも3つ局面があると思う。1つ目は、日本の今の規制制度が他の国並みになっていない。各論で、いよいよビザが出てきましたから、それは多分、そういうことが出ているわけ。2つ目は、今、正しくおっしゃった点で、リードして、むしろその規制制度運営の模範を示そうと。3つ目は、この規制改革の作業の結果が日本の今の経済改革全体への外国からの評価にかかわるといふ非常に重い役割を持っているのだと、恐らく、3つぐらいあると思う。それがどこに入れるかよく分からないが、総論、各論に入っていた方がこの作業の意義付けがきちんとすると思う。

第2点目は、先ほど滝委員、長谷川委員がおっしゃった点だが、外部の目というのはいろいろな意味でとても大事。一方で、実は、その点の指摘はもう何

十年もやってきていて、各省には、例えばそのための政策評価審議官あるいは官房、官房長、官房総務課長と結構重くて高い給料をもらっているポストがある。もちろん政府全体には行政管理局、総務省、武藤参事官が行政管理局から来ていただいているのもそういう意味合いもある。だから、もちろん役所に任せるという意味ではなくて、今、重い職責と高い位置付けを持った方がいて、どうしているのかも、いつがいいか分からないが、一度きちんとヒアリングをして、各省によっても、多分、行政改革のやり方、規制改革のやり方は相当差があるはず。そういう結果をある種、さらしてもいいと思う。もちろんその前提として情報公開は大事だが、一方で、非常に忙しい方が直接かかわり合う作業効率という問題もあって、私は別にさぼれと言っているわけではないが、ぼーんと厚い資料が来て、読んでみろと言われても、そうするとその密度がむしろ薄くなってしまって、一番肝心要のところにはいきませんよという問題がある。だから、具体的なやり方についてはどうするか。私が誤解しているかもしれないが、私が言うのも失礼だが、松村委員と基本的には、結論的にはかなりお考えが近いと思う。

「今後取り組むべき課題」だが、今、農業が例示されていて、これは第1回目から長谷川委員がおっしゃっているように、非常に象徴的な点だし、現に今、そういう世の中の声を受けて政府全体でこうなろうとしているのだが、農業だけの例示で本当にいいのかというのが私の問題提起で、皆さんから来た意見を見ても、例えば金融の部分が多かったとか、あるいは土地利用とか、そういう分野もあるのかもしれない。この2時限をいつまでに出すのかとの関係があるので、今から例示を増やすことは簡単ではないのかもしれないが、少しやらなければいけないことが多いのだというこのメンバーの認識のマニフェストとしては、例示が1つというのは、本当に大丈夫かと思う。

これは事務局の方でもお気づきかもしれないが、行政手続法という現行、既にもう定着している、施行されている法律があって、その6条だか8条だか忘れましたが、各役所で行政処分、すなわち許可とか認可には、大体どのぐらいの期間で処理をするかを示す努力目標が今、現にある。だから、現行法をきちんとやるというのは当たり前のことだから、分野横断的にこれまで議論も出ていないが、各論を考えるときに少しお考えいただければどうか。

細かい話しだが、私は、イノベーションというのは技術革新だけではなくてもうちょっと広い意味があるのかと思う。だから、それで記述を使い分けているのかなと理解したが、それは皆さんの御議論で決めていただければと思う。

本当に細かい話で申し訳ないが、取り上げるというときは何となく、「採取」の「採」、「取」ではなくて「採」のような気がするので、どちらが正しいか分からないが、書き分けた方がいいかもしれない。

○滝委員 今回の長谷川補佐官のお話に絡んだ話だが、一般から規制改革会議に対していろいろな提案が出ていると思うが、今の時代、ITの利活用という横串によって進めることで、医療もそうだが、相当大幅な利便性など社会全体のいろいろなことにプラスがあると思っている。そのこのところを、いろいろな提案も拾い上げる中で、徹底的にやることで相当成果も期待できるような気がしている。農業に関してそういう感覚があり、前向きに農業をしている人たちが将来に対する期待感を持てるような、そういう意味で徹底的なIT利活用を進めたい。日本はITのインフラ整備がすばらしいのに利活用がうんと遅れているので、そういうITの利活用を横串にするテーマが期待される。

○岡議長 いろいろな角度からいろいろな御意見をいただいたので、取りまとめに難航しそうだが、事務局の方で各委員の御意見を整理して欲しい。多少表現を変えればよいようなものから、最後のパートのPDCAを含めた、表現も含めてだが、長谷川委員あるいは松村委員から御提案の部分などを、どのような形でまとめるのか。今後の課題のところも含め、早急に取りまとめたものを委員の皆さんに配っていただくことにしたい。

大変大きなテーマについて、長谷川委員から提示いただき、滝委員あるいは松村委員からもあったが、今回のファーストラウンドでは、時間がなくて、この種の議論がほとんどできなかつたと私自身思っている。前回の会議で申し上げたように、セカンドラウンドの始めにはこのような議論を大いにしていきたい。そこにつなぐためにどこまでの表現にしておくかを考えたい。

本件については、そういう形で、もう一度、事務局の方で皆さんの意見を反映したものを作って、6月上旬の取りまとめに向けて、また皆さんから率直な意見をいろいろ出していただきたい。

前回同様、今日の会議資料は、最終答申の決定までは非公表とするので、すべて回収させていただく。御理解と御協力をお願いしたい。

では、最後に事務局から補足説明を。

○滝本室長 次回の会議は5月30日に開催の予定。詳細はまた後ほど御連絡させていただきます。

○岡議長 以上で本日の会議を終了する。